

改正後	改正前
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《現行どおり》 3～4 《現行どおり》 第6条～第7条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《省略》 3～4 《省略》 第6条～第7条 《省略》 別表 《省略》

第2条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 (期末手当の額および支給方法) 第5条 《現行どおり》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《現行どおり》 3～4 《現行どおり》 第6条～第7条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第1条～第4条 《省略》 (期末手当の額および支給方法) 第5条 《省略》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《省略》 3～4 《省略》 第6条～第7条 《省略》 別表 《省略》

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の議員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員条例の規定による報酬の内払とする。

(令和6年12月20日揭示済み)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第30号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第20条の2 《現行どおり》 (期末手当) 第21条 《現行どおり》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《現行どおり》 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～5 《現行どおり》 第21条の2～第21条の3 《現行どおり》 (勤勉手当) 第22条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 《現行どおり》 第22条の2～第32条 《現行どおり》 別表第1 (第3条第1号関係) (別添1-1のとおり) 別表第2 (第3条第2号関係)	第1条～第20条の2 《省略》 (期末手当) 第21条 《省略》 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《省略》 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～5 《省略》 第21条の2～第21条の3 《省略》 (勤勉手当) 第22条 《省略》 2 《省略》 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 《省略》 第22条の2～第32条 《省略》 別表第1 (第3条第1号関係) (別添1-2のとおり) 別表第2 (第3条第2号関係)

改正後	改正前
(別添 2－1 のとおり) 別表第 3 (第 3 条第 3 号関係) (別添 3－1 のとおり) 別表第 4 (第 3 条第 4 号関係) (別添 4－1 のとおり) 別表第 5～別表第 6 ≪現行どおり≫	(別添 2－2 のとおり) 別表第 3 (第 3 条第 3 号関係) (別添 3－2 のとおり) 別表第 4 (第 3 条第 4 号関係) (別添 4－2 のとおり) 別表第 5～別表第 6 ≪省略≫

第 2 条 草津市職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 0 条の 2 ≪現行どおり≫ (期末手当) 第 2 1 条 ≪現行どおり≫ 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) ≪現行どおり≫ 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 0</u>」とする。 4～5 ≪現行どおり≫ 第 2 1 条の 2～第 2 1 条の 3 ≪現行どおり≫ (勤勉手当) 第 2 2 条 ≪現行どおり≫ 2 ≪現行どおり≫ (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>1 0 0 分の 1 0 5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>1 0 0 分の 5 0</u> を乗じて得た額の総額 3～5 ≪現行どおり≫ 第 2 2 条の 2～第 3 2 条 ≪現行どおり≫ 別表第 1～別表第 6 ≪現行どおり≫	第 1 条～第 2 0 条の 2 ≪省略≫ (期末手当) 第 2 1 条 ≪省略≫ 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) ≪省略≫ 3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 1. 2 5</u>」とする。 4～5 ≪省略≫ 第 2 1 条の 2～第 2 1 条の 3 ≪省略≫ (勤勉手当) 第 2 2 条 ≪省略≫ 2 ≪省略≫ (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>1 0 0 分の 1 0 7. 5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>1 0 0 分の 5 1. 2 5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 ≪省略≫ 第 2 2 条の 2～第 3 2 条 ≪省略≫ 別表第 1～別表第 6 ≪省略≫

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																																
第1条～第6条 《現行どおり》 (特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～6 《現行どおり》 (給与条例の適用除外等) 第8条 《現行どおり》 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第2項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 《現行どおり》 第9条 《現行どおり》	号給	給料月額(円)	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>	第1条～第6条 《省略》 (特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>839,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～6 《省略》 (給与条例の適用除外等) 第8条 《省略》 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第2項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 《省略》 第9条 《省略》	号給	給料月額(円)	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>
号給	給料月額(円)																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
7	<u>864,000</u>																																
号給	給料月額(円)																																
1	<u>380,000</u>																																
2	<u>427,000</u>																																
3	<u>477,000</u>																																
4	<u>539,000</u>																																
5	<u>615,000</u>																																
6	<u>718,000</u>																																
7	<u>839,000</u>																																

第4条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第7条 《現行どおり》 (給与条例の適用除外等) 第8条 《現行どおり》 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2	第1条～第7条 《省略》 (給与条例の適用除外等) 第8条 《省略》 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2

改正後	改正前
第 2 項の規定の適用については、給与条例第 20 条の 2 第 1 項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 18 年草津市条例第 2 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（第 23 条の 2 第 2 項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」と、給与条例第 23 条の 2 第 2 項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 《現行どおり》 第 9 条 《現行どおり》	第 2 項の規定の適用については、給与条例第 20 条の 2 第 1 項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 18 年草津市条例第 2 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（第 23 条の 2 第 2 項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」と、給与条例第 23 条の 2 第 2 項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 《省略》 第 9 条 《省略》

（草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第 5 条 草津市長および副市長の給与等に関する条例（昭和 43 年草津市条例第 26 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （給与） 第 2 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和 40 年草津市条例第 27 号）第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。 4 《現行どおり》 第 3 条～第 5 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 （給与） 第 2 条 《省略》 2 《省略》 3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和 40 年草津市条例第 27 号）第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。 4 《省略》 第 3 条～第 5 条 《省略》 別表 《省略》

第 6 条 草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （給与） 第 2 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 期末手当および通勤手当の支給については、	第 1 条 《省略》 （給与） 第 2 条 《省略》 2 《省略》 3 期末手当および通勤手当の支給については、

改正後	改正前
一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 4 《現行どおり》 第3条～第5条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 4 《省略》 第3条～第5条 《省略》 別表 《省略》

（草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第7条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和29年草津市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （給与の額） 第3条 《現行どおり》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 《現行どおり》 第4条～第5条 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 （給与の額） 第3条 《省略》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 《省略》 第4条～第5条 《省略》

第8条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （給与の額） 第3条 《現行どおり》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第4項	第1条～第2条 《省略》 （給与の額） 第3条 《省略》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項

改正後	改正前
の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額とする。 3 《現行どおり》 第 4 条～第 5 条 《現行どおり》	の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額とする。 3 《省略》 第 4 条～第 5 条 《省略》

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第 9 条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例（昭和 4 0 年草津市条例第 1 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (給与の額) 第 3 条 《現行どおり》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和 4 0 年草津市条例第 2 7 号）第 2 1 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 5</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額とする。 3 《現行どおり》 第 4 条～第 5 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 (給与の額) 第 3 条 《省略》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和 4 0 年草津市条例第 2 7 号）第 2 1 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 0</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額とする。 3 《省略》 第 4 条～第 5 条 《省略》

第 1 0 条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (給与の額) 第 3 条 《現行どおり》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和 4 0 年草津市条例第 2 7 号）第 2 1 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 2. 5</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額とする。 3 《現行どおり》 第 4 条～第 5 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 (給与の額) 第 3 条 《省略》 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和 4 0 年草津市条例第 2 7 号）第 2 1 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 5</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額とする。 3 《省略》 第 4 条～第 5 条 《省略》